



民生委員・児童委員が改選されました

令和7年12月1日の一斉改選により、次の方々が民生委員・児童委員及び主任児童委員に決まりました。
これから3年間、町民の皆様が日頃お困りになっていることのご相談に応じますので、お気軽にご相談下さい。



民生委員・児童委員
あかね自治会
松田 裕子 さん



民生委員・児童委員
第1自治会
飯田 真理子 さん



民生委員・児童委員
第2・4自治会
高橋 恵美子 さん



民生委員・児童委員
第3自治会
石井 佳美 さん



民生委員・児童委員
第5・6自治会
丸山 博光 さん



民生委員・児童委員
第8自治会・藤井自治会
安藤 悅子 さん



民生委員・児童委員
宮下・豊泉・兵安・神崎自治会
高口 智子 さん



民生委員・児童委員
旭台・弥生・寿自治会
齋藤 伸司 さん



民生委員・児童委員
上駒・松音知自治会
村田 克明 さん



民生委員・児童委員
敏音知・豊平・上頓別自治会
宗像 育美 さん



民生委員・児童委員
小頓別・岩手・秋田自治会
千葉 珠美 さん



主任児童委員
中頓別全域
星川 里美 さん



主任児童委員
中頓別全域
五家 幸恵 さん

年末年始 ゴミ収集のお知らせ

今年の年末年始の収集日は、下記となりますのでお知らせいたします。

令和7年12月	12/25 (木)	12/26 (金)	12/27 (土)	12/28 (日)	12/29 (月)	12/30 (火)	12/31 (水)
リサイクルゴミ (白色・プラ容器等)	燃えるゴミ	収集休み	収集休み	燃えるゴミ	生ゴミ	生ゴミ	収集休み
	燃えないゴミ						
令和8年1月	1/1 (木)	1/2 (金)	1/3 (土)	1/4 (日)	1/5 (月)	1/6 (火)	1/7 (水)
収集休み	収集休み	収集休み	収集休み	燃えるゴミ	生ゴミ	生ゴミ	リサイクルゴミ (瓶・缶類・段ボール ペットボトル・紙/パック 新聞紙・チラシ・雑誌)

※毎年1月の粗大ゴミ収集はお休みしています。2月粗大ゴミ収集は、2/2 (月) となります。

※上頓別一部地域・小頓別地区は、収集休み以外の部分は、従来通り収集を行います。

お問い合わせ 総務課住民グループ (01634-8-7660)



新成人の皆さんへ 20歳になつたら国民年金

公的年金制度とは

公的年金の制度とは、老後の暮らしをはじめ、病気やけがで障害が残ったときや一家の働き手が亡くなったときに、皆で暮らしを支え合うという社会保険の考え方で作られた仕組みです。

老後のための「老齢年金」のほか、若くても万が一の時には「障害年金」や「遺族年金」が受け取れます。ただし、必要な手続きを行わず、保険料を未納のまま放置するとこれらの年金が受け取れなくなる場合がありますので注意しましょう。

国民年金の加入について

日本国内に居住している20歳以上60歳未満の方は、国民年金の被保険者（加入者）となります。

20歳になつた方には、日本年金機構から国民年金（第1号被保険者）に加入したことをお知らせします。

※厚生年金保険に加入している方を除きます。

※令和元年10月前に20歳になつた方には、国民年金に加入するための手続きの案内を送付していました。

20歳になってから概ね2週間以内に「基礎年金番号通知書」、「国民年金加入のお知らせ」、「国民年金保険料納付書」、「国民年金の加入と保険料のご案内（パンフレット）」、保険料の免除・納付猶予制度と学生納付特例制度の申請書、返信用封筒が送付されます。

「基礎年金番号通知書」は、加入する年金制度の変更手続き（国民年金⇒厚生年金保険）や年金の請求手続きなど一生をとおして使用しますので、大切に保管してください。（厚生年金保険の被保険者だった方や障害・遺族年金を受給している方（していた方）には送られません。）

国民年金保険料の納付について

「国民年金加入のお知らせ」に同封している納付書で国民年金保険料（20歳の誕生日の前日が含まれる月の分からの保険料）を納めてください。

保険料は金融機関のほか、コンビニエンスストアでの納付、電子納付もできます。また、口座振替やクレジット納付も可能です。

付加保険料の納付（注1）や、前納（注2）を希望する場合は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。なお、**付加保険料や前納は申出月からの開始となりますので、20歳到達月（20歳の誕生日の前日が含まれる月）からの納付を希望する場合は、お早めにお申し出ください。**

（注1）定額保険料のほかに月額400円を追加して納付することにより、将来の老齢基礎年金を増額できる制度

（注2）まとめて前払いすることで割引が受けられるしくみ

国民年金保険料の学生納付特例制度や免除・納付猶予制度について

保険料を納めることが経済的に困難な場合に、国民年金保険料の学生納付特例制度や免除・納付猶予制度（注）があります。保険料を納められないときは未納のまま放置せず、必ずこれらの申請をしてください。

なお、学生納付特例や免除・納付猶予の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納付した場合と比べて将来の年金額が低額となります。しかし、後から納付（追納）することにより、年金額を増やすことができます。

（注）学生の方は免除・納付猶予制度をご利用いただけません。学生納付特例制度をご利用ください。

詳しく知りたいときや、わからないことがあったときは稚内年金事務所 お客様相談室（0162-33-7011）
または日本年金機構ホームページをご覧ください。